令和7年度宗像市障害者就労施設等優先調達方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市の障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 調達方針の適用範囲

この方針は、本市の行政組織(行政委員会に係るものを含む。)全てを対象とする。

2 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就 労施設等とする。

- ア) 障害者支援施設
- イ) 地域活動支援センター
- ウ) 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に 限る。)を行う施設
- エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84 号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作 業所)
- オ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令(平成25年政令第22号。以下「政令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- カ) 政令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- キ) 在宅就業障害者
- ク) 在宅就業支援団体

3 調達物品等

障害者就労施設等が提供することが可能なすべての物品等

4 調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1)調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の提供能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のた

めに行う取組の支援に努める。

- (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置
- ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間 及び発注量を考慮するように努める。
- エ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、 規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。
- (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する こと。

- (5) 市役所において、多数の障害者就労施設等の物品を展示し、及び販売する障害者就 労支援事業(ハートループ)を利用して行う物品等の調達については、障害者就労施設 等からの物品等の調達に準じる。
- (6) 本市が主催するイベント等については、可能な限り、障害者就労施設等に対し、情報の提供及び出店の調整を行う。
- (7) 調達方針の推進にあたっては、市内中小企業や「高齢者等の雇用の安定等に関する 法律」(昭和46年法律第68号) に基づいて設置されたシルバー人材センターなどに 十分に配慮する。

5 調達の目標

年度の調達目標は、前年度の件数及び実績額を上回ることとして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、市ホームページにより公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

附則

本方針は、令和7年8月1日から施行する。